

議案第6号参考資料

利根町職員の給与に関する規則 (新旧対照表)

改正後	改正前
<p>(自動車等使用者の支給額)</p> <p><u>第12条の7 給与条例第12条の3第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 片道5キロメートル未満 2,000円</u></p> <p><u>(2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円</u></p> <p><u>(3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円</u></p> <p><u>(4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円</u></p> <p><u>(5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円</u></p> <p><u>(6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円</u></p> <p><u>(7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円</u></p> <p><u>(8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円</u></p> <p><u>(9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円</u></p> <p><u>(10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円</u></p> <p><u>(11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満</u></p>	

32, 300円

(12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満

35, 500円

(13) 片道60キロメートル以上 38, 700円

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第12条の17 給与条例第12条の3第5項第1号の規則  
で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該  
各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあ  
っては、5,000円）とする。

2 1の駐車場を利用する場合 次の各号に掲げる場合の区  
分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月を単位として駐車場等の料金が定められている場  
合 当該料金の額

(2) 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定め  
た期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金  
の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円  
未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(3) 同項第1号及び第2号に掲げる場合以外の場合 町  
長の定める額

3 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等  
について前項各号に定める額を合計した額

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。